

総行行第 224 号  
20260417 中庁第 9 号  
令和 8 年 4 月 21 日

各都道府県会計管理者  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県商工担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市商工担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
経済産業省中小企業庁事業環境部取引課長  
( 公 印 省 略 )

「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」を踏まえた  
適切な価格転嫁の実現に向けた取組の加速化について (通知)

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 (昭和 4 1 年法律第 9 7 号。以下「官公需法」という。) 第 8 条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされております。

本日、「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 (以下「基本方針」という。) が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業省から「令和 8 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」 (令和 8 年 4 月 2 1 日付 2 0 2 6 0 4 1 7 中第 4 号 経済産業大臣通知)、総務省から「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について (通知)」 (令和 8 年 4 月 2 1 日付総行行第 2 1 7 号総務省自治行政局長通知) が通知されたところです。

また、政府では、令和 8 年 4 月 6 日に開催された「賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」 (座長：内閣官房副長官補) において、別添のとおり「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」 (以下「加速化プラン」という。) が公表されたところです。加速化プランでは、基本方針で定められている措置のうち、特に取組を加速すべき事項について、国等の全ての組織において、それぞれ定められた期限までに 1 0 0 パーセントの実施がなされる状態を目指すとともに、国等の施策に準じて、措置を講ずることとされている地方公共団体において、取組を加速すべき措置についても定められたところです。

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた取組に関しては、これまでも「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について」（令和7年6月26日付総行第325号・総行経第3号総務省自治行政局行政課長・行政経営支援室長通知）等でお示ししてきたところですが、各地方公共団体におかれては、今般の加速化プランを踏まえ、下記に留意の上、価格転嫁・取引適正化に係る取組の加速化を図っていただくようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 加速化プランで定められた地方公共団体における目標について

官公需法第8条の規定に基づき、地方公共団体は国の施策に準じて、措置に取り組むよう努める必要があり、加速化プランにおいては、特に、基本方針で定められた以下の措置については、令和9年度末までに、全ての地方公共団体において100パーセントの実施がなされる状態を目指すこととされたこと。

- ① 発注に当たって作成する予定価格へ最新の実勢価格を反映
- ② 入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用
- ③ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記
- ④ 組織内で利用する契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定
- ⑤ 知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮

### 2. 加速化すべき措置に係る留意事項について

1. ①から⑤までの措置は、以下のとおり、基本方針の「第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項」の「2 官公需における価格転嫁・取引適正化のために講ずる措置」の各項目にそれぞれ対応する措置事項があり、基本方針の趣旨も踏まえ、適切に対応すること。

- ①発注に当たって作成する予定価格へ最新の実勢価格を反映  
：基本方針 第2「2」（1）適切な予定価格の作成
- ②入札を実施する際の低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用  
：基本方針 第2「2」（7）低入札価格調査制度等の適切な活用等
- ③労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記  
：基本方針 第2「2」（10）労務費、原材料費、エネルギーコストとの上昇への対応
- ④組織内で利用する契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定、⑤知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮  
：基本方針 第2「2」（9）知的財産権の取扱いの明記

### 3. その他

地方公共団体における各措置の実施状況を踏まえ、取組が進んでいない地方公共団体に対しては、今後、総務省において個別のヒアリングや助言等を行う実施する予定であること。

なお、1. の取組状況を確認するための調査及び総務省における個別のヒアリング等の対応については、別途、連絡する予定であること。

## 官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン

令和8年4月6日

中小企業・小規模事業者における価格転嫁・取引適正化を推進するためには、国等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第2条第3項に規定する国等をいう。以下同じ。）が民間企業と行う請負契約等の官公需においても、発注時の適切な予定価格の作成や、最低賃金の上昇、原材料・エネルギーコストの上昇などへの対応を確実に行うことが必要である。

国等が行う官公需に関しては、官公需法第5条第1項に基づき閣議決定される中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「基本方針」という。）において、中小企業者の受注機会を拡大するために取るべき措置が定められており、当該措置を実施することが求められている。しかしながら、現状では、その取組状況は十分とは言えない。かかる状況を踏まえ、基本方針で定められている措置のうち、特に取組を加速すべき事項を以下に特定した。国等の全ての組織において、それぞれ定められた期限までに100%の実施がなされる状態を目指す。

また、国等の施策に準じて、措置を講ずることとされている地方自治体において、取組を加速すべき措置についても示した。

これらにより、官公需における中小企業・小規模事業者の取引環境の改善を図る。なお、以下に示す措置の実施状況については、夏から秋頃に中小企業庁から各機関に依頼し実施する措置状況調査や総務省から地方公共団体への調査等により確認し、各年末を目途にその進捗を公表するとともに、目標達成に向け、関係省庁においてフォローアップを行う。

### **1. 令和8年度末までに100%の実施を達成すべき措置**

国等は、基本方針で定められた以下の措置について、令和8年度末までに全ての組織で実施されることを目指すこととする。なお、括弧内は令和6年度における国等196機関のうちどの程度の機関が実施したか割合を示したもの。

#### **① 発注に当たって作成する予定価格への最新の実勢価格の反映**

発注における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応することは重要であることから、発注に当たって作成する全ての予定価格において、需給の状況、原材料費・人件費・エネルギーコスト等の実勢価格を反映するとともに、複数年度契約の発注に当たって作成する予定価格においては、期中の価格変動も適切に反映する。

[R6年度90%]

## ② 低入札価格調査制度の導入を全ての対象契約で徹底

官公需の発注においては、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分が価格転嫁される必要があることから、制度の対象とされている全ての契約について、低入札価格調査を導入する。また、調査を実施する際には、人件費・工数が適切に計上されているかの確認を行う。さらに、事業所管省庁が定めた基準を参考に、当該組織における基準の見直しを行う。なお、低入札価格調査制度の対象になった場合に求められる対応などについては、入札説明会や入札説明資料においてあらかじめ入札参加希望者に対して周知を行う。

[R6 年度 71%]

## ③ 契約期間中に発生した労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する必要があることから、全ての工事契約において、受注者から請負契約の内容の変更について申出があった場合、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないといった対応は行わず、誠実な対応を行う。また、役務契約・物品契約においても同様に迅速・適切に対応を行う。これらの際、「根拠資料は公表資料に基づくものとする」等の労務費転嫁指針の趣旨を考慮する。

[R6 年度 78%]

## ④ 組織内で利用する契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定

調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツ版バイ・ドール条項を含んだ契約書のひな形を作成する。

[R6 年度 4%]

## ⑤ 発注を行う際の分離・分割発注の実施の検討

燃料など市況価格変動が激しい商品等の発注に当たって、公正性を確保した上で、分離・分割して発注することが効果的・効率的な履行に資するか、全ての案件について検討を行う。

[R6 年度 70%]

## 2. 令和 9 年度末までに 100%の実施を達成すべき目標

国等は、基本方針で定められた以下の措置について、令和 8 年度から体制を整備し、令和 9 年度末までには全ての組織で実施されることを目指すこととする。なお、括弧内は令和 6 年度における国等 196 機関のうちどの程度の機関が実施したか割合を示したもの。

### ① 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記

全ての工事の発注において、契約書へスライド条項を設定するとともに、その運用基準を策定する。さらに、役務契約・物品契約においては再協議条項を整備する。

また、スライド条項又は再協議条項が設定されていない複数年度にわたる物件及び役務の全ての契約において、発注者側から年 1 回以上の協議を実施する。

[R6 年度 スライド条項の設定 59%、再協議条項の設定 51%、年 1 協議の実施 2 %]

### ② 知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮

著作権等の知的財産権が含まれる物件及び役務の全ての契約において、入札公告や契約書等において、著作権や中間生成物の無償譲渡を求める記載を行わないものとする。

[R6 年度 著作権の無償譲渡を求めている 37%、  
中間生成物の無償譲渡を求めている 26%]

## 3. 地方公共団体における目標

官公需法第 8 条の規定に基づき、地方公共団体は国の施策に準じて、措置に取り組むよう努める必要があるが、特に、中小企業者に関する国等の契約の基本方針で定められた以下の措置については、令和 9 年度末までに全ての自治体において 100%の実施がなされる状態を目指す。なお、括弧内は令和 6 年度における地方公共団体における措置の実施割合を示したものの。

### ① 発注に当たって作成する予定価格へ最新の実勢価格を反映

発注に当たって作成する全ての予定価格において、需給の状況、原材料費・人件費・エネルギーコスト等の実勢価格を反映するとともに、複数年度契約の発注に当たって作成する予定価格においては、期中の価格変動も適切に反映する。

[R6 年度 88%]

### ② 入札を実施する際の低入札価格調査制度または最低制限価格制度の活用

低入札価格調査制度または最低制限価格制度が導入されていない、役務及び工事等の発注に対して、いずれかの導入を行う。

[R6 年度 (工事関係) 低入調査又は最低制限価格の活用割合 97%、  
(工事以外) 低入調査又は最低制限価格の活用割合 37%]

**③ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇へ対応するための体制の整備及び契約書への明記**

全ての工事の発注において、契約書へスライド条項を設定するとともに、その運用基準を策定する。さらに、役務契約・物品契約においては再協議条項を整備する。また、スライド条項が設定されていない複数年度にわたる物件及び役務の全ての契約において、発注者側から年 1 回以上の協議を実施する。

[R6 年度 スライド条項の設定 91%、再協議条項 30%、年 1 協議の実施 2%]

**④ 組織内で利用する契約書ひな形へのコンテンツ版バイ・ドール条項の設定**

調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツ版バイ・ドール条項を含んだ契約書のひな形を作成する。

[R6 年度 コンテンツ版バイドール契約の適用実績 3%]

※令和 6 年度中にコンテンツ版バイ・ドール条項を設定した契約が存在する組織の割合

**⑤ 知的財産権の取扱いに関する受託事業者への配慮**

著作権等の知的財産権が含まれる物件及び役務の全ての契約において、入札公告や契約書等において、著作権や中間生成物の無償譲渡を求める記載を行わないものとする。

[R6 年度 著作権の無償譲渡を求めている 23%、  
中間生成物の無償譲渡を求めている 13%]